91	(1) 愛媛県八幡浜市布喜川丁117－4 (468.50) (2) 愛媛県八幡浜市川通1460－125 (27.70)	北緯33度25分36秒東経132度25分41秒の地点と北緯33度25分36秒東経132度25分41秒の地点を結ぶ直線、北緯33度25分38秒東経132度25分40秒の地点と北緯33度27分15秒東経132度25分23秒の地点を結ぶ直線及び北緯33度27分20秒東経132度25分22秒の地点と北緯33度27分23秒東経132度25分21秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
92	(1) 愛媛県伊予市中山町出淵字坪井6番耕地526－2 (898.50) (2) 愛媛県八幡浜市布喜川丁117－4 (461.50)	北緯33度39分43秒東経132度43分36秒の地点と北緯33度25分37秒東経132度25分42秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
93	(1) 山口県宇部市大字中宇部字大羽山1991－1 (108.00) (2) 福岡県北九州市門司区大字門司字奥山558－37 (286.50)	北緯33度58分27秒東経131度14分58秒の地点と北緯33度58分26秒東経131度14分47秒の地点を結ぶ直線及び北緯33度58分24秒東経131度14分31秒の地点と北緯33度56分00秒東経130度57分42秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

○総務省告示第三百八十七号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の二第四項並びに電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第八条第二項及び第三項の規定に基づき、昭和四十二年郵政省告示第三百二十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）等の一部を次のように改正する。

なお、昭和四十一年郵政省告示第六百十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）、昭和四十四年郵政省告示第三百二十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）、昭和四十五年郵政省告示第三百七十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）、昭和四十八年郵政省告示第四百十八号（電波法の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）、昭和五十二年郵政省告示第三百九十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）及び昭和五十七年郵政省告示第八百八十九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）は、廃止する。

平成二十八年十月十七日

総務大臣　山本　早苗

一　昭和四十二年郵政省告示第三百二十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一の項及び二の項を削る。

二　昭和四十六年郵政省告示第七十九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表六の項から一七の項までを削る。

三　昭和四十七年郵政省告示第四百五十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表五の項から一一の項までを削る。

四　昭和四十八年郵政省告示第七十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表六の項から一〇の項までを削る。

五　昭和四十八年郵政省告示第四百十七号（電波法の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

表六の項及び七の項を削る。

六　昭和五十三年郵政省告示第六百十号（電波法等による伝搬障害防止区域を指定する等の件）の一部を次のように改正する。

第二項の表一の項を次のように改める。

一	削除

第二項の表七の項から十の項までを削る。

七　昭和五十四年郵政省告示第二百九十六号（電波法等による伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表四の項から六の項までを次のように改める。

四	削除
五	削除
六	削除

八　昭和五十四年郵政省告示第八百十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する等の件）の一部を次のように改正する。

第二項の表三の項から八の項までを削る。

九　昭和五十五年郵政省告示第五百六十九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する等の件）の一部を次のように改正する。

第二項の表一の項から一一の項までを削る。

十　昭和五十七年郵政省告示第五百二十九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表一六の項を次のように改める。

一六	削除

第二項の表一八の項を次のように改める。

一八	削除

十一　昭和五十八年郵政省告示第六百四十九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

表九の項を次のように改める。

九	削除

表一〇の項中「同右」を「電気供給業務用」に改める。

十二　昭和六十一年郵政省告示第六百四十号（電波法の規定に基づき伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

表八の項を次のように改める。

八	削除

十三　昭和六十三年郵政省告示第二百四十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一九の項及び二〇の項を次のように改める。

一九	削除
二〇	削除

第二項の表一四の項を次のように改める。

一四	削除